平成 22 年度第1回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成22年7月12日(月)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1.日 時 平成22年7月12日(月) 14:00~15:05

2.場 所 農業共済会館(神戸市中央区)

3.議事要旨

第1号議案:神戸国際港都建設計画区域区分の変更

【議案の説明】

神戸都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化 区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を昭和45年に定めた後、概ね5年 に一度の一斉見直しを行ってきた。また、その間、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らか になった場合には、随時、区域区分の見直しを行ってきた。

神戸市西区伊川谷町潤和地区は、計画的な市街地整備が確実と認められる時点で、随時、市街 化区域へ編入することとし、平成21年度の一斉見直しで特定保留区域に位置づけるとともに、「神 戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(いわゆる、神戸都市マス)」に、 「計画的な市街地整備の見通しがある区域として、主に住宅市街地として整備を図る」こととし ていたところである。

このたび、土地区画整理事業計画が具体化し、市街地整備の実施の見通しが確実となったため、この地区を市街化調整区域から市街化区域に変更し、計画的な市街化を図るものである。

[概 要]

場 所 神戸市西区伊川谷町潤和(約9.8ha)

変更内容 区域区分:市街化調整区域 市街化区域

【主な意見等】

委員から、特定保留区域に設定された際にも意見を述べたとおり、不必要な開発計画であること、周辺住民から多数の意見書が提出されており、住民との合意形成がなされているとは思えないこと、また、土地区画整理事業準備組合と周辺住民との話し合いも十分ではないことから、反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第2号議案:阪神間都市計画住宅街区整備事業の変更

【議案の説明】

平成 10 年に住宅街区整備事業の都市計画決定をしたが、その後の経済状況の変化により、当該地区における住宅開発ニーズが縮減し、事業化の目途が立たない状況となっている。

また、当該地区は時代の流れに伴う産業構造の転換に起因し、皮革工場等の転廃業事業が展開されたことにより、広大な遊休地が出現したものの、駅に近い地区であるにもかかわらず、未だ地区内の大半が未利用地・更地となっており、地区のポテンシャルを活用できていない状況にある。

このため、地区内の無秩序な開発の防止を図るとともに、公共施設整備を図り、計画的な土地 利用を誘導すべく、新たに土地区画整理事業を実施することとなり、これを担保する都市計画決 定を行うため、当該都市計画の廃止を行うものである。

[概 要]

中央北地区住宅街区整備事業 面積 約 24.0ha (事業の廃止)

第3号議案:阪神間都市計画道路の変更

【議案の説明】

阪急川西能勢口駅から北約 0.6 k mに位置する中央北地区は、平成 10 年に住宅街区整備事業の都市計画決定がなされたが、このたび基盤整備の事業手法を土地区画整理事業へ変更したことに伴い、土地利用の方針も見直すこととなった。地区内の都市計画道路についても、周辺の道路網との交通の円滑化を図るため変更するものである。

豊川橋山手線は火打滝山線との交差点における円滑な交通処理を行うため、終点を市道 44 号の 交差点に変更し、あわせて延長の変更を行う。

また、火打滝山線は豊川橋山手線の終点の変更に伴う付加車線の位置の変更に合わせ区域の変更を行う。

[概 要]

3.5.272 号 火打滝山線 幅員 12m (2車線) 延長 約 980m

(一部区域の変更)

3.5.273 号 豊川橋山手線 幅員 12m (2車線) 延長 約 650m

(終点を北方向に変更し、延長を 200m削減する。一部線形の変更)

【主な意見等】

委員から、多額の費用を要する住宅街区整備事業の廃止には賛成するが、その後予定されている土地区画整理事業について、市民への説明責任が果たされていないことなどから、中央北地区の開発自体に問題があり、事業の一部である道路の計画に反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

4. お問い合わせ先 兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政係 078 362 3578 この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、9月中旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。